

申請書を提出する日をご記入ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書 記入例

令和 元 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 元 年 12 月 10 日 宇治田原町長 殿	整理番号	
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●県▲▲市■■町1丁目2番地の3	フリガナ タワラ タロウ	
	氏名 田原 太郎	
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	性別 男	
電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇	生年月日 昭・大 50 平 1 23	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」といふ。）の適用を受けたい場合は、下の欄に必要な事項を記載してください。

個人番号が書かれた申告書を提出される場合は、なりすまし防止のため個人番号および本人確認をすることが法律により義務付けられています。提出の際は下記の書類の写しをあわせてご提出ください。

（注1） 変更は認められません。

（注2）

【個人番号がわかる書類】 ①個人番号カード ②個人番号通知カード ③住民票（個人番号付き） ①～③のいずれか1つ	+	【本人確認のための書類】 ①個人番号カード ②運転免許証 ③パスポート等 ※無い場合は保険証等 ①～③のいずれか1つ
---	---	--

1. 当団体に対する寄附金額

令和 元 年 12 月 10 日	50,000 円
------------------	----------

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

寄附者の住所、氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）、性別、電話番号、生年月日を漏れなくご記入のうえ、氏名の横に押印してください。
※年内に住所等の変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

寄附をしていただいた日と寄附金額をご記入ください。

確定申告及び住民税申告の提出が不要な場合に限りチェックをしてください。

①と②どちらも該当する場合のみ特例の申請が可能です。

ふるさと納税をする地方公共団体の数が5団体以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（寄附回数ではなく寄附先の団体数）

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみとすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれの下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、（1）及び（2）に該当すると見込まれる者をいいます。

（1） 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

（2） 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 元 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●県▲▲市■■町1丁目2番地の3	受付日付印
氏名 田原 太郎 殿	
受付団体名 宇治田原町	

- ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、税務申告（確定申告または住民税申告）を要しない方が「ふるさと納税」を行った際に、簡易な申請（本申請）をするだけで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、寄附金控除が受けられる特例制度です。
- ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により税務申告を行った場合には、ワンストップ特例の申請そのものが無かったものとみなされますので、税務申告の際に必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ワンストップ特例の申請地方公共団体数が年間5団体を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になります。この場合にも税務申告により寄附金控除の手続きを行ってください。